年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
（東京都担当部会）
平成 28 年6月1日答申分

〇答申の概要

（1）年金記録の訂正の必要があるとするもの　　16件

厚生年金保険関係　　16件

（2）年金記録の訂正を不要としたもの　　3件

国 民 年 金 関 係　　2件

厚生年金保険関係　　1件

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第 1501679 号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（厚）第 1600065 号

第１　結論

請求者のＡ社における平成 16 年１月 15 日の標準賞与額を 24 万 9,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年１月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年１月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 17 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 16 年１月 15 日

厚生年金基金からのお知らせにより、Ａ社にタクシー乗務員として勤務していた請求期間に係る標準賞与額の記録が、厚生年金基金にはあるが国にはないことを知った。国の記録は、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第３　判断の理由

請求者から提出された「２期賞与分」及びＢ厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」並びにＡ社が平成 27 年 12 月７日に年金事務所へ提出した健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、請求者は平成 16 年１月 15 日に同社から賞与が支給され、賞与額に見合う標準賞与額（24 万 9,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成 16 年１月 15 日に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（平成 22 年１月以降は、年金事務所）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年１月 15 日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第 1501668 号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（厚）第 1600066 号

第１　結論

請求者のＡ社における平成 16 年１月 15 日の標準賞与額を６万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年１月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年１月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 18 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 16 年１月 15 日

厚生年金基金からのお知らせにより、Ａ社にタクシー乗務員として勤務していた請求期間に係る標準賞与額の記録が、厚生年金基金にはあるが国にはないことを知った。国の記録は、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第３　判断の理由

Ａ社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、Ｂ厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間に６万 5,717 円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から提出された「２期賞与分」により、請求期間にＡ社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、平成 27 年 12 月７日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員 111 人分の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「２期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」において確認できる賞与額から、６万5,000円とすることが必要である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成16年１月15日に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（平成22年１月以降は、年金事務所）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年１月15日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第 1501670 号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（厚）第 1600067 号

第１　結論

請求者のＡ社における平成 16 年１月 15 日の標準賞与額を 23 万 2,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年１月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年１月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 18 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 16 年１月 15 日

厚生年金基金からのお知らせにより、Ａ社にタクシー乗務員として勤務していた請求期間に係る標準賞与額の記録が、厚生年金基金にはあるが国にはないことを知った。国の記録は、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第３　判断の理由

Ａ社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、Ｂ厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間に 23 万 2,414 円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から提出された「２期賞与分」により、請求期間にＡ社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、平成 27 年 12 月７日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員 111 人分の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「２期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」において確認できる賞与額から、23 万 2,000 円とすることが必要である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成 16 年 1 月 15 日に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年 1 月 15 日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第 1501671 号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（厚）第 1600068 号

第１　結論

請求者のＡ社における平成 16 年１月 15 日の標準賞与額を 18 万 3,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年１月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年１月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 20 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 16 年１月 15 日

厚生年金基金からのお知らせにより、Ａ社にタクシー乗務員として勤務していた請求期間に係る標準賞与額の記録が、厚生年金基金にはあるが国にはないことを知った。国の記録は、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第３　判断の理由

Ａ社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、Ｂ厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間に 18 万 3,976 円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から提出された「２期賞与分」により、請求期間にＡ社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、平成 27 年 12 月７日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員 111 人分の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「２期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」において確認できる賞与額から、18 万 3,000 円とすることが必要である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成 16 年 1 月 15 日に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年 1 月 15 日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第 1501674 号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（厚）第 1600069 号

第１　結論

請求者のＡ社における平成 16 年１月 15 日の標準賞与額を 12 万 9,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年１月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年１月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 18 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 16 年１月 15 日

厚生年金基金からのお知らせにより、Ａ社にタクシー乗務員として勤務していた請求期間に係る標準賞与額の記録が、厚生年金基金にはあるが国にはないことを知った。国の記録は、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第３　判断の理由

Ａ社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、Ｂ厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間に 12 万 9,913 円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から提出された「２期賞与分」により、請求期間にＡ社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、平成 27 年 12 月７日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員 111 人分の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「２期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」において確認できる賞与額から、12 万 9,000 円とすることが必要である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成 16 年 1 月 15 日に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年 1 月 15 日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第 1501675 号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（厚）第 1600070 号

第１　結論

請求者のＡ社における平成 16 年１月 15 日の標準賞与額を 12 万円に訂正することが必要である。

平成 16 年１月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年１月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 23 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 16 年１月 15 日

厚生年金基金からのお知らせにより、Ａ社にタクシー乗務員として勤務していた請求期間に係る標準賞与額の記録が、厚生年金基金にはあるが国にはないことを知った。国の記録は、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第３　判断の理由

Ａ社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、Ｂ厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間に 12 万 666 円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から提出された「２期賞与分」により、請求期間にＡ社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、平成 27 年 12 月７日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員 111 人分の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「２期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」において確認できる賞与額から、12 万円とすることが必要である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成 16 年 1 月 15 日に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年 1 月 15 日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第 1501677 号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（厚）第 1600071 号

第１　結論

請求者のＡ社における平成 16 年１月 15 日の標準賞与額を 15 万 4,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年１月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年１月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 19 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 16 年１月 15 日

厚生年金基金からのお知らせにより、Ａ社にタクシー乗務員として勤務していた請求期間に係る標準賞与額の記録が、厚生年金基金にはあるが国にはないことを知った。国の記録は、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第３　判断の理由

Ａ社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、Ｂ厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間に 15 万 4,564 円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から提出された「２期賞与分」により、請求期間にＡ社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、平成 27 年 12 月７日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員 111 人分の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「２期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」において確認できる賞与額から、15 万 4,000 円とすることが必要である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成 16 年 1 月 15 日に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年 1 月 15 日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第 1501678 号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（厚）第 1600072 号

第１　結論

請求者のＡ社における平成 16 年１月 15 日の標準賞与額を３万 1,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年１月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年１月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 25 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 16 年１月 15 日

厚生年金基金からのお知らせにより、Ａ社にタクシー乗務員として勤務していた請求期間に係る標準賞与額の記録が、厚生年金基金にはあるが国にはないことを知った。国の記録は、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第３　判断の理由

Ａ社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、Ｂ厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間に３万 1,454 円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から提出された「２期賞与分」により、請求期間にＡ社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、平成 27 年 12 月７日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員 111 人分の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「２期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」において確認できる賞与額から、３万1,000円とすることが必要である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成16年１月15日に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（平成22年１月以降は、年金事務所）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年１月15日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第 1501680 号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（厚）第 1600073 号

第１　結論

請求者のＡ社における平成 16 年１月 15 日の標準賞与額を 17 万 9,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年１月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年１月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 24 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 16 年１月 15 日

厚生年金基金からのお知らせにより、Ａ社にタクシー乗務員として勤務していた請求期間に係る標準賞与額の記録が、厚生年金基金にはあるが国にはないことを知った。国の記録は、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第３　判断の理由

Ａ社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、Ｂ厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間に 17 万 9,809 円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から提出された「２期賞与分」により、請求期間にＡ社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、平成 27 年 12 月７日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員 111 人分の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「２期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」において確認できる賞与額から、17 万 9,000 円とすることが必要である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成 16 年 1 月 15 日に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年 1 月 15 日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第 1501739 号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（厚）第 1600074 号

第１　結論

請求者のＡ社における平成 16 年１月 15 日の標準賞与額を 27 万 6,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年１月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年１月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 24 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 16 年１月 15 日

厚生年金基金からのお知らせにより、Ａ社にタクシー乗務員として勤務していた請求期間に係る標準賞与額の記録が、厚生年金基金にはあるが国にはないことを知った。国の記録は、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第３　判断の理由

Ａ社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、Ｂ厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間に 27 万 6,632 円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から提出された「２期賞与分」により、請求期間にＡ社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、平成 27 年 12 月７日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員 111 人分の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「２期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」において確認できる賞与額から、27 万 6,000 円とすることが必要である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成 16 年 1 月 15 日に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年 1 月 15 日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第 1501744 号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（厚）第 1600075 号

第１　結論

請求者のＡ社における平成 15 年８月 25 日の標準賞与額を６万円、平成 16 年２月 25 日の標準賞与額を５万 4,000 円、平成 16 年８月 25 日の標準賞与額を２万 7,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年８月 25 日、平成 16 年２月 25 日及び平成 16 年８月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年８月 25 日、平成 16 年２月 25 日及び平成 16 年８月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 47 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　平成 15 年８月 25 日
②　平成 16 年２月 25 日
③　平成 16 年８月 25 日

年金事務所からのお知らせにより、Ａ社に勤務した期間のうち、請求期間①、②及び③に支給された賞与の記録がないことを知った。

賞与が支給されたことが確認できる給与明細書を提出するので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第３　判断の理由

請求者から提出された給与明細書及びＡ社の代表清算人から提出された資料により、請求者は、平成 15 年８月 25 日に６万円、平成 16 年２月 25 日に５万 4,000 円、平成 16 年８月 25 日に２万 7,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第 1501745 号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（厚）第 1600076 号

第１　結論

請求者のＡ社における平成 15 年８月 25 日の標準賞与額を８万 9,000 円、平成 16 年２月 25 日の標準賞与額を７万 9,000 円、平成 16 年８月 25 日の標準賞与額を 14 万 6,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年８月 25 日、平成 16 年２月 25 日及び平成 16 年８月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年８月 25 日、平成 16 年２月 25 日及び平成 16 年８月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 41 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　平成 15 年８月 25 日
②　平成 16 年２月 25 日
③　平成 16 年８月 25 日

年金事務所からのお知らせにより、Ａ社に勤務した期間のうち、請求期間①、②及び③に支給された賞与の記録がないことを知った。

賞与が支給されたことが確認できる給与明細書を提出するので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第３　判断の理由

請求者から提出された給与明細書及びＡ社の代表清算人から提出された資料により、請求者は、平成 15 年８月 25 日に８万 9,000 円、平成 16 年２月 25 日に７万 9,000 円、平成 16 年８月 25 日に 14 万 6,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第 1501576 号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（厚）第 1600078 号

第１　結論

請求者のＡ社における平成 16 年８月２日の標準賞与額を３万 6,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年８月２日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 16 年８月２日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 22 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 16 年８月２日

厚生年金基金からのお知らせにより、Ａ社に勤務した期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録がないことを知った。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第３　判断の理由

平成 25 年６月 19 日付けでＡ社のタクシー事業部門を統合し、同社が保有していた資料をすべて引き継いだとするＢ社から提出された給与支給明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳並びにＣ厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、請求者は、平成 16 年８月２日に３万 6,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、Ａ社及びＢ社は、平成 16 年８月２日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第1501578号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（厚）第1600079号

第１　結論

請求者のＡ社における平成16年８月２日の標準賞与額を20万9,000円、平成16年12月１日の標準賞与額を19万7,000円に訂正することが必要である。

平成16年８月２日及び平成16年12月１日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年８月２日及び平成16年12月１日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和22年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　平成16年８月２日
②　平成16年12月１日

厚生年金基金からのお知らせにより、Ａ社に勤務した期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録がないことを知った。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第３　判断の理由

平成25年６月19日付けでＡ社のタクシー事業部門を統合し、同社が保有していた資料をすべて引き継いだとするＢ社から提出された給与支給明細書並びにＣ厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、請求者は、平成16年８月２日に20万9,000円、平成16年12月１日に19万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、Ａ社及びＢ社は、平成16年８月２日及び平成16年12月１日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第1501592号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（厚）第1600080号

第１　結論

請求者のＡ社における平成15年12月10日の標準賞与額を２万8,000円、平成16年８月２日の標準賞与額を８万2,000円、平成16年12月１日の標準賞与額を２万9,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月10日、平成16年８月２日及び平成16年12月１日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月10日、平成16年８月２日及び平成16年12月１日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和19年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　平成15年12月10日
②　平成16年８月２日
③　平成16年12月１日

厚生年金基金からのお知らせにより、Ａ社に勤務した期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録がないことを知った。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第３　判断の理由

請求者及び平成25年６月19日付けでＡ社のタクシー事業部門を統合し、同社が保有していた資料をすべて引き継いだとするＢ社から提出された給与支給明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳並びにＣ厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、請求者は、平成15年12月10日に２万8,000円、平成16年８月２日に８万2,000円、平成16年12月１日に２万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、Ａ社及びＢ社は、平成15年12月10日、平成16年８月２日及び平成16年12月１日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、

また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第1501655号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（厚）第1600081号

第１　結論

請求者のＡ社における平成16年８月２日の標準賞与額を25万1,000円、平成16年12月１日の標準賞与額を24万6,000円に訂正することが必要である。

平成16年８月２日及び平成16年12月１日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年８月２日及び平成16年12月１日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和22年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　平成16年８月２日
　　②　平成16年12月１日

厚生年金基金からのお知らせにより、Ａ社に勤務した期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録がないことを知った。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第３　判断の理由

請求者から提出された給与支給明細書、平成25年６月19日付けでＡ社のタクシー事業部門を統合し、同社が保有していた資料をすべて引き継いだとするＢ社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳並びにＣ厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、請求者は、平成16年８月２日に25万1,000円、平成16年12月１日に24万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、Ａ社及びＢ社は、平成16年８月２日及び平成16年12月１日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第 1501829 号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（国）第 1600012 号

第１　結論

昭和 45 年＊月から昭和 49 年３月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 25 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　昭和 45 年＊月から昭和 49 年３月まで

年金事務所で年金について相談したところ、国民年金の未加入期間（20 歳から就職するまでの期間）があると言われた。学生時代に、亡くなった母がたびたび「お前には年金を掛けておいたので将来は年金がもらえる。」と話しており、母が市役所の窓口で国民年金保険料の支払いをしていたことを記憶している。請求期間の国民年金保険料の納付記録がないことに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、請求者の記号番号の１番前の任意加入者に係る資格取得日及び付加年金の加入手続日が昭和 52 年１月 28 日となっており、請求者の付加年金の加入手続日も同日となっていることから、同日付で国民年金の加入手続を行い、その頃に請求者に記号番号が払い出されていることが推認できる。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、請求者に別の記号番号の払出を確認することはできないことから、20 歳に到達した昭和 45 年＊月頃に請求者の母親が、請求者の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとする請求者の主張と符合しない上、請求期間は未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していないとしていることから、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付の状況を確認することができない。

そのほか、請求者の母親が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第 1501097 号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（国）第 1600013 号

第１　結論

平成８年＊月から平成９年２月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 51 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成８年＊月から平成９年２月まで

私は、平成７年４月から平成 11 年３月までの期間は大学生であり、実家を離れＡ県Ｂ市に下宿していた。下宿先に請求期間の国民年金保険料の督促状が届き、その金額は学生の私が一度に払えるような額ではなかったため、実家の母に相談したところ、銀行で母が一括で納付してくれた。

請求期間の国民年金保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求者及び請求期間の国民年金保険料を納付したとする請求者の母親は、請求期間の保険料を一括で納付したとしているところ、請求者は、請求期間の国民年金保険料は、学生であった自身が一度に払えるような金額ではなく、母親に相談して一括で納付してもらった旨陳述しており、母親は、請求期間の保険料について、こんなに一度に払わなくてはならないのかと思った旨陳述しているものの、請求期間の保険料額が３万 6,900 円であることを知ると、その金額であるならば、たいした金額ではないと陳述しており、両者とも納付額に関する記憶は不明確である。

また、オンライン記録によれば、請求者は、平成 11 年７月に、平成 10 年４月から平成 11 年３月までの期間の保険料として、請求期間の国民年金保険料３万 6,900 円の約４倍に相当する 15 万 9,600 円の保険料を一括で納付していることが確認できるが、請求者及び請求者の母親は当該納付に関する記憶はないとしている。

さらに、請求者の請求期間に係る国民年金被保険者資格の取得処理日は、オンライン記録によれば、平成９年２月 19 日とされており、請求期間に係る国民年金の加入手続はこの頃に行われたと推認できることから、請求期間の国民年金保険料を納付したとすれば、その時期は同年同月頃以降となるが、平成９年１月以降の期間は、基礎年金番号制度導入後であり、事務処理の機械化が促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、記録の過誤が生じ

る可能性は低い。

そのほか、請求者の母親が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第 1500748 号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（厚）第 1600077 号

第１　結論

請求期間①について、請求者のＡ店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のＢ店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のＣ社又はＤ社における厚生年金保険の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のＥ社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑤について、請求者のＦ社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑥について、請求者のＧ社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 11 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　昭和 26 年５月１日から昭和 27 年４月１日まで
②　昭和 27 年４月１日から昭和 29 年９月１日まで
③　昭和 29 年９月１日から昭和 31 年１月１日まで
④　昭和 31 年１月１日から昭和 33 年７月１日まで
⑤　昭和 33 年７月１日から昭和 35 年９月１日まで
⑥　昭和 35 年９月１日から昭和 38 年２月 11 日まで

Ａ店に勤務した請求期間①、Ｂ店に勤務した請求期間②及びＣ社又はＤ社に勤務した請求期間③の厚生年金保険の加入記録がない。

また、Ｅ社に勤務した請求期間④、Ｆ社に勤務した請求期間⑤及びＧ社に勤務した請求期間⑥の厚生年金保険の加入記録が、私が記憶するそれぞれの勤務期間と相違がある。請求期間①から⑥までについて、調査の上、厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第３　判断の理由

１　請求期間①について、適用事業所名簿によると、Ａ店（後に、Ｈ社）は昭和 40 年７月１日に厚生年金保険の適用事業所になっており、請求期間①当時は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、商業登記簿謄本によると、Ｈ社は、既に解散している上、請求者が請求期間①当時の事業主と記憶する者は既に死亡しており、請求者は、同社の同僚の氏名を記憶していないことから、請求期間①における請求者の勤務及び保険料控除について確認することができない。

さらに、Ｈ社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 40 年７月１日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した５名のうち、所在が確認できた元従業員２名に文書照会を行い、２名から回答があったが、両名とも、請求期間①において同社に勤務しておらず、請求者の請求期間①における勤務及び保険料控除について確認することができない。また、両名は同社が厚生年金保険の適用事業所になる前は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと思う旨陳述している。

２　請求期間②について、Ｂ店に係る商業登記簿謄本は確認できない上、同社名で厚生年金保険の適用事業所としての記録も確認できない。

また、請求者が記憶するＢ店の事業主は、オンライン記録により推認できたものの、既に死亡しており、請求者は同僚の氏名を記憶していないことから、請求者の請求期間②における勤務及び保険料控除について確認することができない。

３　請求期間③について、請求者は請求対象事業所名をＣ社又はＤ社としているところ、Ｃ社については、請求者が記憶する所在地において厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

一方、Ｄ社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できたものの、新規適用年月日は、請求期間③より後の昭和 32 年８月１日となっており、請求期間③において同社は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、請求者が記憶するＤ社の事業主は既に死亡している上、同社は既に適用事業所ではなくなっていることから、請求者の請求期間③における勤務及び保険料控除について確認することができない。

さらに、請求者がＣ社又はＤ社の同僚として氏名を記憶している者は、Ｄ社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において確認できたものの、既に死亡していることが確認できる。なお、昭和 32 年８月１日に厚生年金保険の適用事業所となったＤ社に係る上記被保険者名簿において、請求者の氏名は確認できなかった。

４　請求期間④について、請求者のＥ社における厚生年金保険の被保険者記録は資格取得日が昭和 34 年４月 11 日、資格喪失日が昭和 36 年６月 25 日となっているところ、請求者は昭和 31 年１月１日から昭和 33 年７月１日まで同社において厚生年金保険に加入していたはずである旨主張している。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、Ｅ社は既に解散しており、請求期間④当時の事業主も既に死亡していることから、請求者の請求期間④における勤務及び保険料控除について確認することができない。

また、請求期間④の後にＥ社から分割して設立されたＩ社は、請求期間④当時の資料は保管していない旨回答している。

さらに、請求期間④当時にＥ社において厚生年金保険の被保険者記録がある同僚 27 名に文書照会を行い、17 名から回答を得られたものの、請求者の主張する請求期間④における勤務は確認できなかった。なお、請求者が記憶する同社における同僚についても照会を行ったが、回答は得られなかった。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票によると、請求者のＥ社の資格取得日は昭和 34 年４月 11 日と記録されており、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録の資格取得日と一致していることが確認できる上、請求者の同社における厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、請求者と同日の昭和 34 年４月 11 日に資格取得をした同僚 13 名と連番で払い出されていることが確認できる。

5　請求期間⑤について、請求者のＦ社における厚生年金保険の被保険者記録は資格取得日が昭和 36 年８月１日、資格喪失日が昭和 37 年 10 月 21 日となっているところ、請求者は昭和 33 年７月１日から昭和 35 年９月１日まで同社において厚生年金保険に加入していたはずである旨主張している。

しかしながら、Ｆ社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間⑤当時の事業主も既に死亡していることから、請求者の請求期間⑤における勤務及び保険料控除について確認することができない。

また、Ｆ社がその後合併したＪ社の後継会社であるＫ社は、請求期間⑤当時の資料は保管していない旨回答している。

さらに、請求期間⑤当時にＦ社において厚生年金保険の被保険者記録がある同僚 39 名に文書照会を行い、15 名から回答を得られたものの、請求者を記憶する者はおらず、請求者の主張する請求期間⑤における勤務は確認できなかった。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、請求者のＦ社の資格取得日は昭和 36 年８月１日と記録されており、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録の資格取得日と一致していることが確認できる上、請求者の同社における厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、同僚３名と連番で昭和 36 年８月９日に払い出されていることが確認できる。

6　請求期間⑥について、請求者のＧ社における厚生年金保険の被保険者記録は資格取得日が昭和 38 年２月 11 日、資格喪失日が昭和 40 年８月１日となっているところ、請求者は、資格喪失日は正しいものの、資格を取得したのは昭和 35 年９月１日のはずである旨主張している。

しかしながら、Ｇ社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 37 年３月１日であることから、請求者の請求期間⑥のうち、昭和 35 年９月１日から昭和 37 年３月１日までの期間については、同社は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間⑥当時の事業主も既に死亡していることから、請求者の請求期間⑥における勤務及び保険料控除について確認することができない。

さらに、Ｇ社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 37 年３月１日から請求者が同社の

被保険者資格を喪失した昭和40年８月１日の間に被保険者資格を取得した同僚34名に文書照会を行い、８名から回答を得られたものの、請求者の主張する請求期間⑥における勤務は確認できなかった。なお、請求者が同社において同僚として名前を挙げた者は、所在が確認できないため、照会を行うことができなかった。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、請求者のＧ社の資格取得日は昭和38年２月11日と記録されており、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録の資格取得日と一致していることが確認できる上、請求者の同社における厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、昭和38年３月１日に払い出されていることが確認できる。

7　これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。